

資料編

八千代市第5次総合計画策定基本方針

第5次総合計画策定体制

第5次総合計画策定経過

市民参加の概要

総合計画審議会関係

総合計画等策定会議設置要領

用語説明

第5次総合計画前期基本計画における
施策とSDGsとの関連について

八千代都市計画図

八千代市第5次総合計画策定基本方針

令和元年12月27日 策定

1 策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画を策定し、将来都市像の実現に向けた施策を推進してきました。八千代市第4次基本構想では、都市と自然とのバランスに優れたまちとしての特性を活かし、市民の誰もが誇りと愛着を持って暮らすことができる、やすらぎに満ちたまちを創造していくため、将来都市像を「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」と定め、各施策を推進してきました。

一方、国全体の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの活力低下や社会保障費の増加などの様々な影響への対応並びに大規模な災害に対する安心安全への対策強化、老朽化の進むインフラの整備などの課題が多く残っています。

本市の人口の動向は、令和9（2027）年をピークとして人口減少に転じることが見込まれ、これまでの人口増を前提とした行政運営とは大きく異なってくることから、今後の地域の変化や新たな行政課題に向けた準備を着実に図っていく必要があります。

このことから、人口減少、超高齢化の影響を踏まえた展望を描き、社会経済情勢の変化に対応しながら、持続可能な発展を目指した長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的にまちづくりを進める指針として新たな総合計画を策定します。

2 計画の構成

- (1) 総合計画の名称は、八千代市第5次総合計画とし、基本構想・基本計画・実施計画からなる3層の構成とします。
- (2) 基本構想の名称は、八千代市第5次基本構想とします。基本構想は、長期的な視点から、八千代市のまちづくりを進める上での基本理念と将来像を示すとともに、将来像の実現に向けた施策の大綱を示すものとします。
- (3) 基本計画の名称は、八千代市第5次総合計画前期基本計画・同後期基本計画とします。基本計画は限られた資源を最大限活用し、まちづくりを着実に推進していくため、重点的に実施する施策を位置付けた基本的な計画とします。
- (4) 実施計画の名称は、八千代市第5次総合計画前期実施計画・同後期実施計画とします。実施計画は基本計画において定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするとともに、実現に向けた体制の整備や財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画とします。

3 計画の期間

- (1) 基本構想の期間は、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間とします。

- (2) 総合戦略が令和元（2019）年度をもって終了となりますが、総合戦略の趣旨である少子高齢化や人口減少問題の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成は総合計画と目的を同じくしていることから、計画期間を1年延長し、一体的な計画として策定します。また、各課が所管する個別計画とも整合を図っていきます。
- (3) 平成27（2015）年の国連サミットにおいて可決された持続可能な開発目標（SDGs）を施策に関連させます。
- (4) 総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するための適切なPDCAサイクルの仕組みを検討します。

6 策定の時期

- (1) 基本構想は「八千代市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例」に基づき、令和2年第4回定例会へ上程し、令和2（2020）年度中に策定するものとします。
- (2) 前期基本計画・前期実施計画は、令和2（2020）年度中に策定するものとします。
- (3) 後期基本計画、後期実施計画は、前期基本計画の終了年度までに策定するものとします。

7 計画の策定

- (1) 基本構想は、部長会議において議会への上程案を決定するものとします。
- (2) 基本計画は、部長会議において決定するものとします。
- (3) 実施計画は、部長会議において決定するものとします。

8 公表について

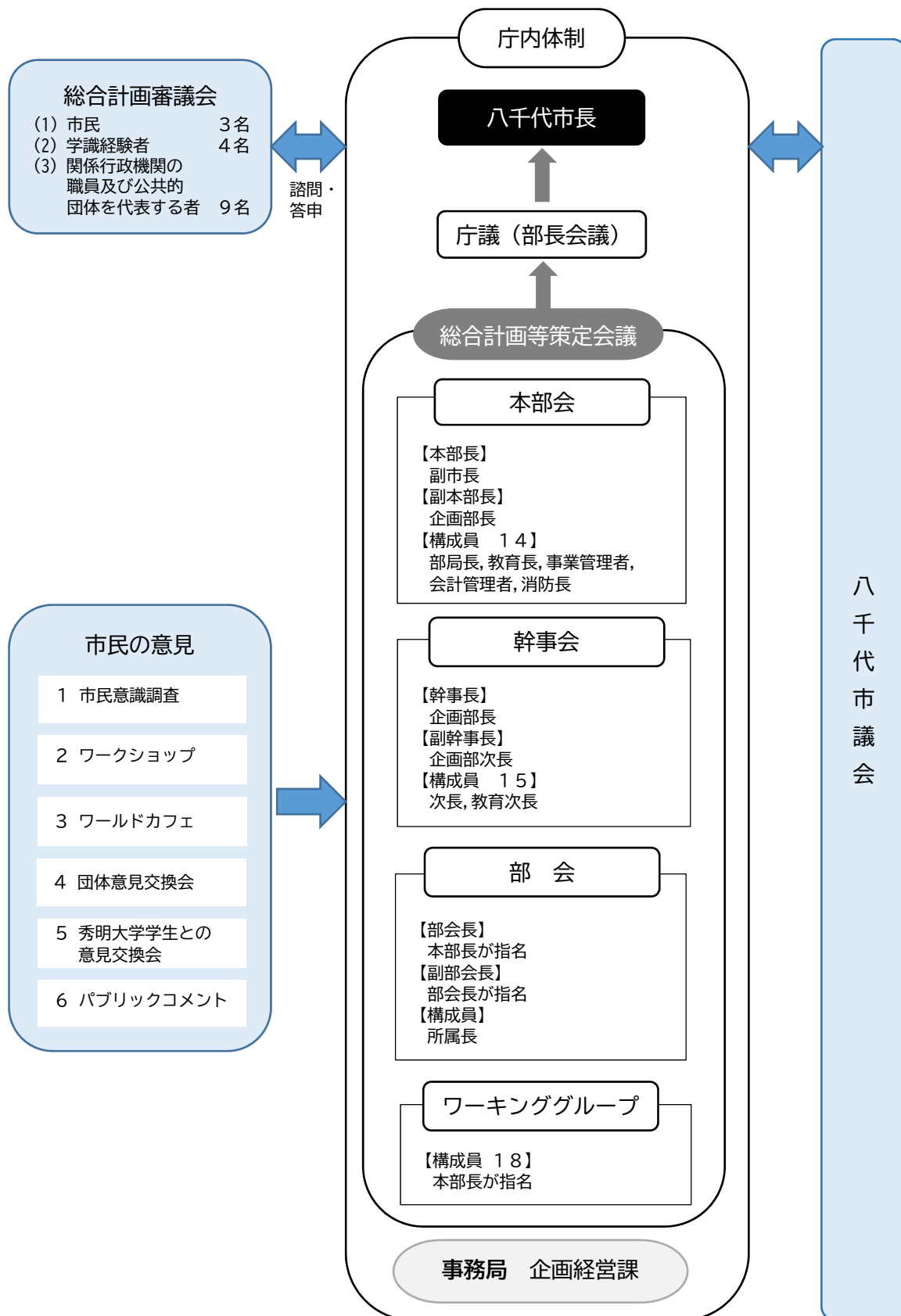
八千代市第5次総合計画の策定に当たっては、所要事項を適切な時期に市ホームページや広報やちよ等で公開するものとします。なお、市民への周知については、新たな情報発信の方法についても検討していきます。

9 その他

策定基本方針に定めるもののほか、八千代市第5次総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

※ 策定基本方針において、「本市の人口の動向は令和9（2027）年をピークとして人口減少に転じることが見込まれ」とありますが、最新の人口推計（人口ビジョン（令和2年改訂版））で、人口のピークは令和7年（2025）年となっています。

第5次総合計画策定体制



第5次総合計画策定経過

年 月	主な経過
平成31(2019)年3月	・都市機能分析調査報告書作成
9月	・第11回八千代市市民意識調査実施
9月～10月	・市民ワークショップを実施(小学校区ごとの22か所で実施)
11月	・ワールドカフェ実施 ・団体意見交換会実施
12月	・総合計画等策定会議本部会において八千代市第5次総合計画策定基本方針について検討 ・八千代市第5次総合計画策定基本方針策定
12月～ 令和2(2020)年1月	・八千代市まち・ひと・しごと創生に関する市民満足度調査実施
1月	・市長と秀明大学学生との意見交換会実施
2月～7月	・総合計画等策定会議本部会・幹事会において八千代市第5次基本構想(素案)について検討
7月	・部長会議において八千代市第5次基本構想(素案)承認 ・八千代市第5次基本構想(素案)について議員説明会実施 ・第1回総合計画審議会開催(八千代市第5次基本構想(素案)を市長から総合計画審議会へ諮問)
8月～9月	・八千代市第5次基本構想(素案)パブリックコメント実施
9月	・第2回総合計画審議会開催
11月	・第3回総合計画審議会開催 ・総合計画審議会から市長へ八千代市第5次基本構想(素案)の答申 ・総合計画等策定会議本部会・幹事会において八千代市第5次総合計画前期基本計画(素案)検討 ・総合計画等策定会議本部会において八千代市第5次基本構想(原案)検討 ・部長会議において八千代市第5次基本構想(原案)承認 ・部長会議において八千代市第5次総合計画前期基本計画(素案)承認 ・八千代市第5次基本構想(案)を第4回定例市議会に上程 ・八千代市第5次基本構想(案)及び八千代市第5次総合計画前期基本計画(素案)について議員説明会を実施

年 月	主な経過
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代市市民満足度調査実施 ・第4回総合計画審議会開催（八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）を市長から総合計画審議会へ諮問） ・八千代市第5次基本構想について議決
12月～ 令和3(2021)年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）パブリックコメント実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回総合計画審議会開催（書面開催） ・総合計画審議会から市長へ八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）の答申
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等策定会議本部会・幹事会において八千代市第5次総合計画前期基本計画（原案）・前期実施期計画（原案）について検討 ・部長会議において八千代市第5次総合計画前期基本計画・前期実施期計画を決定

市民参加の概要

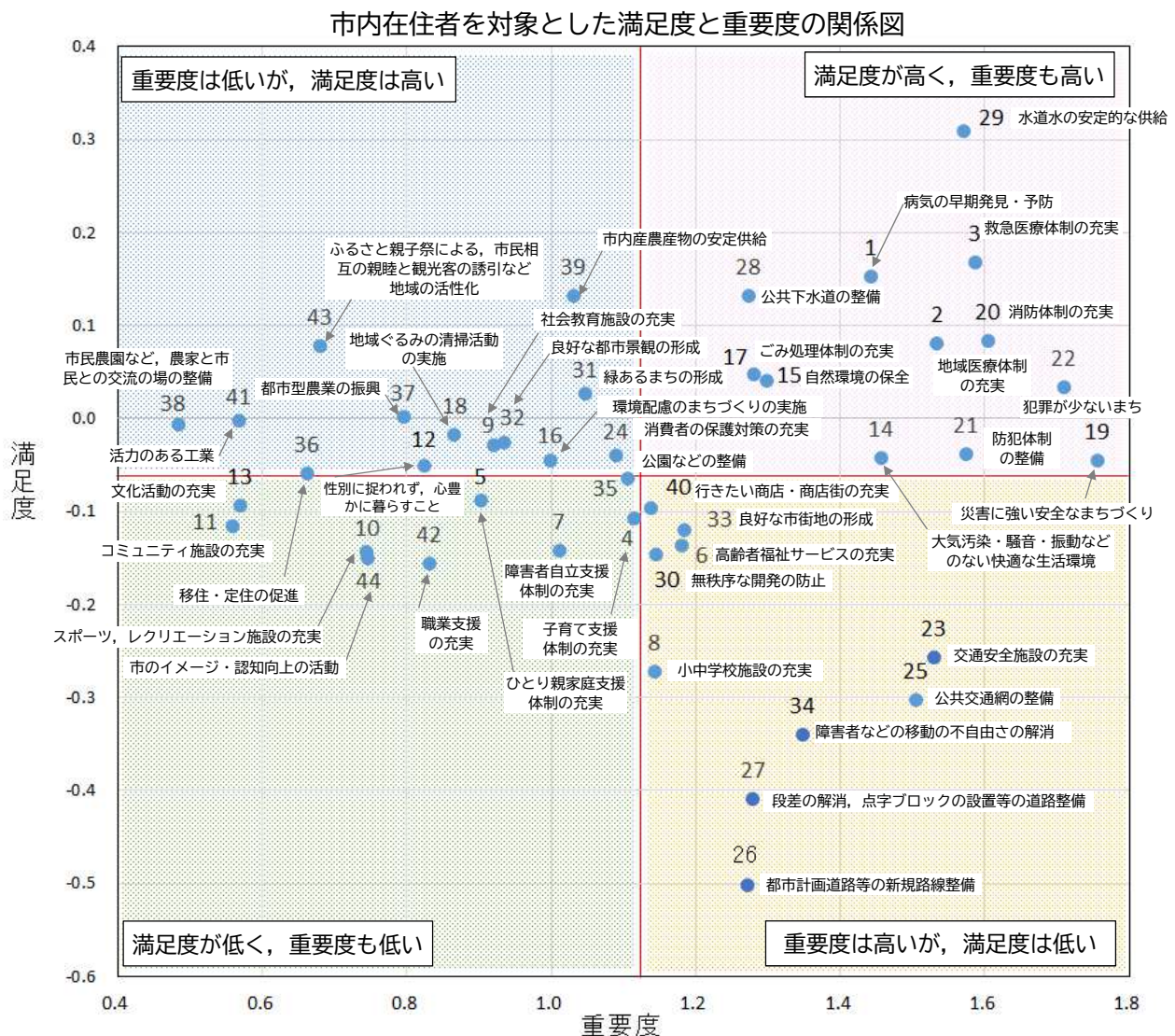
(1) 市民意識調査

第5次総合計画の策定に当たり、市民の市政やまちづくりに関する意識・意向を広く把握し、計画に反映させるとともに、市政運営や政策立案の基礎資料とすることを目的として実施しました。市内在住者と外来者を対象として行いました。

① 市内在住者調査

八千代市に在住する満18歳以上の男女3,500人を住民基本台帳から無作為に抽出し、3,490人（10通が宛先不明のため返送）を調査対象としました。有効回収数は1,072人、回収率は30.7%でした。

市の施策に対する満足度と重要度の関係を見ると、右下（重要度は高いが満足度は低い）に顕著に属する項目は、交通安全施設の充実、公共交通網の整備、都市計画道路等の新規路線整備、段差の解消、点字ブロックの設置等の道路整備、障害者などの移動の不自由さの解消といった結果になりました。



グラフ内の設問はスペースの関係上、要約しています。

② 外来者調査

八千代市外から市内に在勤する満18歳以上の男女（外来者）500人を対象として実施しました。有効回収数は304人、回収率は60.8%でした。

外来者の本市のイメージは、「自然が豊かな都市」が約4割で最も高く、「生活に便利な都市」が約3割、「安心して暮らせる都市」が約1割となりました。また、住んでみたくなる魅力的なまちになるために、どのような方向に発展したらよいと思うかの問い（複数回答可）については、「医療や福祉の充実したまち」が約5割で最も多く、「災害に強いまち」が約4割、「子育てと仕事が両立できる環境があるまち」が3割台半ば、「居住環境の整備されたまち」が3割台半ばとなりました。

(2) 市民ワークショップ

■ ワークショップの内容

総合計画の基本理念、将来都市像等の検討に当たっての基礎となる意見を聴取することを主な目的として、「あなたが考える八千代らしさとは?」・「八千代市の目指すまちはどんなまちか考えよう!」の2つのテーマで、小学校区ごとの22か所でワークショップを開催しました。延べ87人の参加がありました。

特徴的な地域資源(歴史・文化遺産、特産品、観光地、祭り)、自然が多い良好な居住環境、都心に近い立地、自然災害が少ない等の意見が多く出されました。なお、各々の地区では、あまり知られていない文化財等の地域固有の歴史資源などもあげられ、参加した方からは「知ることができて良かった」等の意見がある一方で、特徴がない、情報発信等のPRが不足している等の意見がありました。

目指すまちとして、意見が比較的多かったものは、「子育てがしやすいまち」、「高齢者にやさしい」、「高齢者が活躍できるまち」、「自然と共生したまち」、「安心安全のまち」、「賑わいのあるまち」、「長く住み続けることができるまち」等をイメージしたものがあげられました。



(3) ワールドカフェ*

市民意識調査（市内在住者）に案内状を同封し、参加を希望された方を対象としてワールドカフェを開催しました。第5次総合計画策定に向けて、意見やアイデアを出していただき、各種施策の参考にすることを目的としました。

テーマはグループ別に6つの中から選び、話し合いながら、意見やアイデアを出していただきました。また、テーマ毎にわたしたち市民や地域などができること、市ができることについても話し合っていました。参加者は48名でした。

テーマと主な意見は次のとおりです。

○ 子育てがしやすいまちってどんなまちですか

- ・子どもを育てる母親にとって、少し子どもを預けたいときに利用できる場所があるまち
- ・子どもたちの居場所が沢山あるまち
- ・地域で子育てを支えられるまち
- ・放課後の時間を安心安全に子どもたちが過ごせる場所、友達と遊べる場所があるまち

○ 生涯、活躍ができるまちってどんなまちですか

- ・生涯を通じてコミュニケーションが持てるまち
- ・中高年齢者が希望を持ち、住み、健康な生活ができるまち
- ・生涯学習への個人の意識向上、自分から動くことができるまち
- ・困っている人がいたら助けることができるまち

○ ごみ、環境問題など環境に配慮したまちってどんなまちですか

- ・空き家の民泊活用や耕作放棄地の活用など、地域の維持管理が行き届いたまち
- ・八千代市のホームページ環境の充実により、必要な情報がすぐ見つかる便利なまち
- ・全ての人（外国人も）がごみ出しのルールが守れるまち

○ 災害や犯罪などに対して、安心安全だと思えるまちってどんなまちですか

- ・どこに逃げれば安全な場所を確保できるのかが事前に分かるまち
- ・川のライブカメラやハザードマップ等の情報が整ったまち
- ・地域のコミュニティ活性化により防犯面が向上したまち
- ・いつでも歩いて買い物ができるまち

○ 他の市に負けない、八千代市の魅力は何があると思いますか

- ・災害に強く、自然災害が少ない
- ・繁華街がないことで事件そのものが少なく、治安が良い
- ・自然が多い
- ・立地が良く、都心へ1時間で行ける。良さが伝わってない

*ワールドカフェ：カフェのようなリラックスした雰囲気グループに分かれて意見交換を行う手法

- ・福祉が充実している
- ・参加できる環境がある
- ・親切で人当たりがよくやさしい人が多い
- ・働きやすさ、働く環境が恵まれている
- ・スポーツや文化などのイベントが多い

○ 市の情報などを市民が利用、伝わりやすくするためにはどのようなことが必要だと思いますか

- ・災害時の避難経路や避難訓練等の情報提供、防災無線の改善（聞こえない、聞きづらい）
- ・高齢者への情報提供方法を考える必要がある
- ・地域イベントやイベント参加者募集等の情報提供
- ・生活面でのトラブルの原因にもなるため、外国人に対する情報提供も重要
- ・広報やちよを入手できていない、入手方法も知らなかった
- ・図書館、公民館等の情報発信
- ・市の政策や予算の使い道やインフラ整備状況についての情報提供
- ・市民が利用する主要な生活利便施設などに、イベントの案内などの市からの情報提供案内板があると良い



(4) 団体意見交換会

総合計画における施策の方向性や具体的な事業などに反映を図ることを目的として、令和元(2019)年11月13日、15日の2日間で、合計28団体と意見交換会を開催しました。

テーマを「団体の活動を通して見える八千代市の課題と、それを解決するために貴団体と市が連携・協力できること」とし、各団体から寄せられた課題や意見を整理し、各担当部署と情報共有しました。

各団体に関する問題点や課題としてご意見が出されたほか、市の課題としては「高齢者の居場所づくり」、「高齢者に対する施策の充実」、「道路の整備」、「新川を活用した観光の活性化」などがあげられ、連携・協力に関しては、「団体間の連携が必要」、「市の柔軟な組織体制が必要」などのご意見がありました。



(5) 市長と秀明大学学生との意見交換会

総合計画の策定に際し、これからの時代を担う若者の意見を直接聞くことを目的として、服部市長と秀明大学の学生5名との意見交換会を令和2(2020)年1月15日に行いました。

「八千代市が若者に選ばれるまちになるためには？」のテーマのもと、「SNS（InstagramやTwitter）を通じたPR」、「写真を活用したイメージしやすい情報発信」、「ボール遊び等公園をもっと使いやすくする」、「アスレチック等の公園の遊具の充実」、「子ども会や近所づきあいの充実が必要」、「やちよPR大使（お笑い芸人ジャングルポケット斉藤氏）を活用したイベント」と言った様々な意見が学生からあげられ、活発な意見交換が行われました。



総合計画審議会関係

八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月1日
条例第37号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験者 6人以内

(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 11人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

八千代市総合計画審議会委員

(敬称略)

区分		氏名	所属団体等	備考	
1号委員	市民	1	長谷川 智亮	公募委員	
		2	服部 雅充	公募委員	
		3	高橋 敏行	公募委員	
2号委員	学識経験者	4	伊澤 岬	日本大学名誉教授	会長
		5	藤井 敬宏	日本大学理工学部教授	
		6	出雲 輝彦	東京成徳大学応用心理学部教授	
		7	山口 桂子	秀明大学総合経営学部准教授	
3号委員	関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者	8	上代 修二	八千代商工会議所会頭	副会長
		9	伊藤 禎造	八千代市自治会連合会副会長	
		10	飯島 好美	八千代市体育協会会長	
		11	中嶋 功	八千代市農業協同組合理事	
		12	荒川 香南子	八千代市子ども会育成連絡協議会	
		13	綱島 照雄	八千代市社会福祉協議会会長	
		14	加瀬 卓	八千代市医師会会長	
		15	渡部 正敏	八千代市長寿会連合会副会長	
		16	烏羽 佐知子	八千代市芸術文化協会員理事	

八千代市第5次基本構想（素案）諮問

企 第 2 4 4 号
令和 2 年 7 月 3 1 日

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬 様

八千代市長 服 部 友 則

八千代市第5次基本構想（素案）について（諮問）

八千代市第5次基本構想を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第5次基本構想（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

八千代市第5次基本構想（素案）答申

企 第 535 号
令和2年11月11日

八千代市長 服 部 友 則 様

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬

八千代市第5次基本構想（素案）について（答申）

令和2年7月31日付け企第244号で諮問のあった「八千代市第5次基本構想（素案）」について、慎重に調査・審議を重ねた結果、その内容を概ね妥当なものと認め、下記の意見を添えて答申する。

記

- 1 第5次総合計画の策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各国に感染が拡大し、これまでの日常を一変させるなど、社会の価値観やあり方に大きな変化をもたらしました。
コロナ禍による大きな社会変動に柔軟に対応し、新しい技術の活用を取り入れるなど、持続可能な社会の実現に向け、ポストコロナ時代に沿った暮らし方や働き方を推進するよう努めること。
- 2 第5次総合計画の推進期間中に、増加基調で推移していた本市の人口が減少に転じ、少子高齢化がさらに進行することが見込まれています。
人口減少・少子高齢化は、社会全体に多大な影響を及ぼし、中長期的なまちづくりに向けた最重要課題であることから、「子育て」「福祉」「市の魅力創出」について重点的に取り組むよう努めること。
- 3 八千代市は、市域北部や新川などの河川周辺に残された豊かな自然を保全しつつ、鉄道2路線を中心とした都市化が進められ発展してきましたが、開発から50年以上経過した地域では、活性化に資する施策の推進が求められています。
土地利用については、その地域の自然環境、生活及び交通基盤や産業構造の状況などにより特性が異なってくることから、地域ごとの現況と課題を把握し、将来を見据えて都市計画との整合を図りつつ、事業を推進するよう努めること。

八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）諮問

企 第 5 8 9 号
令和 2 年 1 2 月 3 日

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬 様

八千代市長 服 部 友 則

八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）について（諮問）

八千代市第5次総合計画前期基本計画を策定するにあたり，八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき，別添の八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）について，貴審議会の意見を求めます。

八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）答申

企 第 762 号

令和3年1月26日

八千代市長 服部友則 様

八千代市総合計画審議会

会長 伊澤 岬

八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）について（答申）

令和2年12月3日付け企第589号で諮問のあった「八千代市第5次総合計画前期基本計画（素案）」について、慎重に調査・審議を重ねた結果、その内容を概ね妥当なもの認め、下記の意見を添えて答申する。

記

- 1 人口減少社会の到来が見込まれていることから、子育て支援及び教育環境に関する施策については、子育て世帯のニーズを的確に捉え、重点項目として取り組むこと。
- 2 SDGsについて、本計画における施策体系との関連を整理するとともに、地方公共団体としての役割の理解を深め、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取り組むこと。
- 3 複雑かつ多様化している諸課題に対応するため、リーディングプロジェクトや分野間にまたがる施策については、全庁横断的な取組として推進すること。
- 4 人と人との繋がりが希薄化する中、新たな地域コミュニティのあり方を示し、コミュニティ活動に対してさらなる促進を図るとともに、まちづくりに参加・参画しやすい環境の整備を推進すること。
- 5 本計画が多くの市民にとってわかりやすく、理解しやすいものになるよう、構成やデザインなどに工夫を施すこと。
- 6 本審議会で出された意見のほか、パブリックコメントや市議会など、多数の市民の方から貴重な御意見・御提案をいただきました。
今後の施策立案に当たっては、これらの意見・提案を積極的に活用すること。
- 7 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染拡大防止に努めるとともに、国や県と連携し、市の果たすべき役割について医療関係者を含めた継続的な議論を始めるきっかけとしてもらいたい。

総合計画等策定会議設置要領

(設置)

第1条 八千代市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のために、八千代市総合計画等策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(策定への参画)

第2条 策定会議は総合計画等の策定にあたっては、市民及び職員の参画について、配慮しなければならない。

(組織)

第3条 策定会議は、本部会、幹事会、部会及びワーキンググループをもって組織する。

(本部会)

第4条 本部会は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は企画部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者及び市長が指名した者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要に応じ、本部会を招集し、会議の議長となる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会の任務)

第5条 本部会は、総合計画等原案を策定し、八千代市庁議規則（昭和46年八千代市規則第23号）第2条第1項に定める部長会議に付議しなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は企画部長を、副幹事長は企画部次長（2人以上置かれる場合は、企画担当とする。）をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる職にある者及び本部長が指名した者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じ、幹事会を招集し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の任務)

第7条 幹事会は、本部長から指示された事項を調査検討し、その結果を報告する。

(部会)

第8条 部会の区分、所掌事務及び分掌課等は別表3のとおりとする。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は本部長が指名し、副部会長は部会長が指名する。
- 4 部会員は、別表3に掲げる分掌課等の課長及び幹事長が指名した者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じ、部会を招集し、会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の任務)

第9条 部会は、本部長から指示された事項を調査検討し、その結果を報告する。

(ワーキンググループ)

第10条 本部会は、指示した事項を調査検討させるために、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、本部長が指名した者をもって充てる。

(庶務)

第11条 策定会議の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月7日から施行する。

別表1（第4条第3項）

教育長 事業管理者 総務部長 財務部長 健康福祉部長	子ども部長 経済環境部長 都市整備部長 会計管理者 選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防長 上下水道局長
--	---	--

別表2（第6条第3項）

総務部次長（総務・庁舎・法務担当） 総務部次長（コミュニティ・戸籍・職員担当） 健康福祉部次長（保健・医療担当） 健康福祉部次長（福祉担当） 都市整備部次長（都市担当） 都市整備部次長（土木担当）	教育次長（学校担当） 教育次長（社会教育担当） 消防本部次長（消防本部担当） 消防本部次長（消防署担当） 総務部危機管理課長 財務部財政課長 子ども部子育て支援課長 経済環境部商工観光課長 上下水道局経営企画課長
---	--

別表3（第8条第1項・第4項）

部会	所掌事務	所管課等
健康福祉都市部会	(1)保健に関すること (2)医療に関すること (3)児童福祉に関すること (4)ひとり親家庭福祉に関すること (5)障害者（児）福祉に関すること (6)高齢者福祉に関すること (7)低所得者福祉に関すること (8)地域ぐるみ福祉に関すること (9)墓地・斎場に関すること (10)国民健康保険・高齢者医療制度に関すること (11)介護保険に関すること (12)国民年金に関すること (13)その他、健康福祉都市部会に関すること	健康福祉部に置かれる課 子ども部に置かれる課 消防本部に置かれる課
教育文化都市部会	(1)幼児教育に関すること (2)義務教育に関すること (3)高校・大学教育に関すること (4)生涯学習に関すること (5)市民文化に関すること (6)文化財に関すること (7)スポーツ・レクリエーションに関すること (8)青少年健全育成に関すること (9)男女共同参画社会に関すること (10)多文化共生に関すること (11)その他、教育文化都市に関すること	企画部 企画経営課 企画部 シティプロモーション課 子ども部 子育て支援課 教育委員会に置かれる課
環境共生都市部会	(1)生活環境に関すること (2)地球温暖化に関すること (3)生物多様性の保全に関すること (4)環境美化に関すること (5)資源循環型社会の形成に関すること (6)その他、環境共生都市部会に関すること	経済環境部 農政課 環境保全課 クリーン推進課 都市整備部 公園緑地課

部会	所掌事務	所管課等
安心安全都市部会	(1)消費生活に関する事 (2)市民相談に関する事 (3)防災に関する事 (4)消防に関する事 (5)防犯に関する事 (6)交通安全に関する事 (7)その他、安心安全都市部会に関する事	総務部 コミュニティ推進課 危機管理課 都市整備部 建築指導課 土木建設課 土木維持課 消防本部に置かれる課
快適生活都市部会	(1)公共交通に関する事 (2)道路に関する事 (3)公園・緑地に関する事 (4)水道に関する事 (5)下水道に関する事 (6)市街地整備に関する事 (7)住宅に関する事 (8)その他、快適生活都市部会に関する事	企画部 企画経営課 財務部 財政課 健康福祉部 健康福祉課 都市整備部に置かれる課 上下水道局に置かれる課
産業活力都市部会	(1)農業に関する事 (2)商工業に関する事 (3)観光に関する事 (4)労働環境に関する事 (5)その他、産業活力都市部会に関する事	企画部 企画経営課 子ども部 子育て支援課 経済環境部 商工観光課 商工観光課 観光推進室 農政課 農業委員会事務局
計画推進部会	(1)市民参画によるまちづくりの推進に関する事 (2)地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進に関する事 (3)持続可能な行政経営の確立に関する事 (4)他の部会に属さない事項に関する事 (5)その他、計画推進に関する事	企画部に置かれる課 総務部に置かれる課 財務部に置かれる課 都市整備部 都市計画課 まちづくり推進室 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

用語説明

	用語	説明
あ 行	アジェンダ	実施すべき計画。行動計画
	新たな感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
	イノベーション	刷新。革新。新機軸
	イマージョン教育	通常の教科を目標言語で教えることにより、学習者に実用的な外国語を習得させる教育プログラム
	医療資源	医療の提供に必要な医師・看護師等の医療スタッフや医療施設・医療機器・医薬品などのこと
	雨水整備率	雨水施設整備を計画している区域全体の面積のうち、整備が完了している区域の面積の割合
	エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組
	オープンスペース	都市や敷地内で、建物の建っていない土地
か 行	温室効果ガス	大気圏にあつて、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称
	合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所・風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと
	管渠	地中に埋設された下水道管など
	環境美化ボランティア制度	市民にとって身近な施設である公園・道路を含む公共施設用地の美化及び保全のため、自発的かつ自主的に公共施設用地の美化活動を行うものを支援する制度
	環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けた取組を行うための体制・プロセス等。エコアクション21やISO14001がある
	観光入込客数	観光地点及び行祭事・イベントに訪れた観光客の延べ人数
	涵養（かんよう）	地表の水が地下に浸透し、地下水となること
	GIGAスクール構想	GIGAは、Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する国の構想

	用語	説明
か 行	北千葉広域水道 企業団	千葉県, 松戸市, 野田市, 柏市, 流山市, 我孫子市, 習志野市及び 八千代市の1県7市で構成される, 利根川水系江戸川を水源に水 道用水供給事業を行う一部事務組合
	希望出生率	結婚・出産・子育てに関する市民意識調査結果から算定した市民の 希望出生率
	キャッシュレス決済	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと
	救急業務メディカル コントロール	救急現場から医療機関へ搬送される間において, 救急救命士等に 医療行為が委ねられる場合, 医師が指示または指導・助言ならびに 検証してそれらの行為に対する質を保証すること
	橋梁	河川・溪谷・運河などの上に架け渡し, 道路・鉄道などを通す橋の こと
	グループホーム	高齢者や障害者等が, 専門職員による支援を受けながら日常生活 を営む共同生活住居
	グローバル化	地球規模, 世界規模に広がること
	グローバル・ パートナーシップ	地球規模の協力関係
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき, 声をかけ, 話を聞いて, 必要な支援につな げ, 見守ることができる人のこと
	下水道ストック マネジメント計画	長期的な視点で下水道施設の重要度や状態(老朽化の進行度合い 等)を捉えて, 優先順位をつけながら施設の改築を進めることで, 改築費用の低減・平準化を図り, 施設管理を最適化させるための計 画
	公共施設等の一体的 なマネジメント	公共施設等の有効活用や統廃合及び長寿命化, 適切な改修や維持 管理など, 公共施設等の効率的かつ効果的な企画・管理・運営を行 うこと
	合計特殊出生率	15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計し, 1人の女性が 生涯, 何人の子どもを産むのかを推計したもの
	交通ネットワーク	単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされ た交通路
	コーディネート	調整し全体をまとめること
	高付加価値型農業	有機栽培・無農薬による品質向上など, 様々な農作物の価値を高め る取組を通じて生産性・収益性を向上させる農業手法のこと
高齢者	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の定義では, 55歳以上 の人	

	用語	説明
か 行	高齢社会	65歳以上の高齢の人口が多い社会。一般的には、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%を超えて21%以下の社会（高齢化社会…7%を超えて14%以下、高齢社会…14%を超えて21%以下、超高齢社会…21%超）
	コミュニティバス	路線バスを補完するため、地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス
	コンテンツ	「内容」や「中身」を表す言葉。ここでは地域資源、観光資源などを指す
さ 行	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなどの永続的に利用することができるものと認められるエネルギー
	ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味する
	循環型社会	まず廃棄物の発生をできる限り抑制し、次に排出された廃棄物をできる限り資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できない廃棄物だけを適正に処分することにより実現する、天然資源の消費が抑制され環境への負荷ができる限り低減された社会
	シティセールス	都市イメージの向上や都市ブランド力を高めるため、市の内外に向けて戦略的に市の情報を発信すること
	シティプロモーション	移住・定住人口の増加を図るため、市の認知度やイメージの向上、市に対する誇りや愛着の醸成に資するための活動
	生涯学習ボランティアバンク	各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する制度
	少子高齢化	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し高齢者の割合が高まること
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること
	除害施設	下水の排除基準を遵守するために、事業所等が水質を悪化させる恐れのあるものを処理するために設置する施設
	人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと

	用語	説明
さ 行	シンポジウム	コーディネーターによる進行の下、一つの主題のそれぞれ異なった側面や立場から通常3人以上のパネリストが発言したり討論したりする形式の会議のこと
	水洗化率	処理区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続している人口の割合
	スキルアップ	資格や技術を習得しそれを磨くこと
	ストック再生	多様な活用を行うために再生の必要がある高経年団地（主に平成31（2019）年4月時点で管理開始から40年が経過する団地）として類型化したもの
	スマート自治体	業務プロセス・システムの標準化、AI・RPAなどの活用、行政手続きのオンライン化などにより、効率的なサービス提供を行う自治体のこと
	生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者
	生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること
	総合型地域 スポーツクラブ	あらゆる年齢層の人が、個々の志向・レベルに合わせて様々なスポーツ活動に参加できる、地域密着型のスポーツクラブ
	ゾーニング計画	類似した地域をまとめて計画していくこと
た 行	第1号被保険者	介護保険制度において、介護保険料を納める義務と介護給付を受ける資格のある65歳以上の人のこと
	大学公開講座	教育・研究成果を市民に還元し、市民に対して広く学習機会を提供するために実施している取組
	多文化共生社会	外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会
	団塊の世代	昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までのベビーブームに生まれた世代
	地域コミュニティ	地域住民が生活している一定の地域。町内会・自治会などは、これを担う代表的な組織の例
	地域猫活動	地域住民が主体となり、活動地域の理解と協力を得て、飼い主のいない猫を一代限りの生を全うするまで適切に管理していく活動。活動内容としては、給餌場や排せつ場の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などが挙げられる。


















	用語	説明
た 行	地域まちづくり活動 団体	地域住民等の多様な主体が地域の価値を維持・向上させるため、地域の資源や特性を活かした自発的・自立的な市街地の形成に関して取り組む団体
	地産地消	地元で生産されたものを、地元で消費すること
	特定行政庁	建築基準法で規定された建築確認等を行う建築主事を置く市町村の長のこと
	特定事業場	排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場
	都市型コミュニティ	地縁・血縁など生まれる前からある属性に基づく人間関係が中心となる農村型コミュニティに対して、地縁・血縁とは異なるきっかけで在住することとなった諸個人が相互に過剰なもしくは個人的な干渉を避ける人間関係が中心となるコミュニティのこと
	ドメスティックバイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力
な 行	西八千代北部特定 土地区画整理事業	八千代緑が丘駅の北西部に位置する区域（約140.5ha）における土地区画整理事業（施行主・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構））
	認知症初期集中支援 チーム	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症状の評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと
は 行	パートナーシップ	共同で何かを行うための協力関係
	パブリックコメント	公的な機関が条例あるいは計画などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと
	バリアフリー	障害者や高齢者等が社会生活をしやすいように障壁（バリア）を取り除くこと
	ハローワーク	公共職業安定所の愛称
	ビッグデータ	ICT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ
	貧困の連鎖	生活困窮・生活保護世帯で育った子どもが、大人になっても再び生活困窮に陥ったり生活保護を受ける状態を表す言葉
	ファイリングシステム	市の文書等の整理・保管方法を文書量の削減を目的として制度化したもの

	用語	説明
は 行	フォーラム	専門家による講演だけでなく、多くの関係者を招いて率直な新たな意見を求めたり、合意形成を図ったりすることなどを目的とした公開イベント。転じて、そうしたイベント手法を好む団体の名称に使われることもある
	ブラッシュアップ	ブラシをかけるように磨き上げるという意味を持ち、現状よりも良い状態を目指して、洗練させ完成度を高めること
	ほ場	作物を栽培する田畑・農園のこと
	ポテンシャル	潜在能力
や 行	谷津・里山	谷津は、平らな台地に樹枝状に深く入り込んだ谷の地形。里山は、山林、田畑、池沼、河川、集落等が組み合わされた環境
	UR賃貸住宅 ストック活用・ 再生ビジョン	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が策定した、UR賃貸住宅ストックを将来にわたって国民共有の貴重な地域資源として活かし続けるため、令和15（2033）年度までのUR賃貸住宅ストックの多様な活用の方向性を定めたもの
	有効率	配水した水量のうち有効に使用された水量（有効水量）の割合
	ユニバーサル デザイン	年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計
	幼児教育	小学校入学前の幼児のための教育
	四市複合事務組合	船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市及び八千代市で組織する一部事務組合で、特別養護老人ホーム三山園及び斎場の管理運営等をしている
ら 行	ライフサイクル コスト	構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと
	ライフサポート ファイル	ライフステージごとに支援が変わりやすい移行期において、一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることができる情報伝達ツールのこと
	ライフスタイル	生活の様式・営み方
	ライフステージ	人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階
	ライフライン	電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要の諸設備
	リハビリテーション	病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支援の必要が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体

	用語	説明
ら 行	リノベーション	古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与すること。
	レセプト	診療報酬明細書
	ローリング方式	毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法
	65歳平均自立期間	65歳の日常生活動作が自立している期間の平均（要介護2～5以外を自立の状態とする）
わ 行	ワークショップ	通常、単一の会議室内で3つ以上の少人数グループに分かれて、各テーブルファシリテーターによる進行の下、各参加者が対等な立場で自由に発言し合う形式のグループ討議。新たな意見や課題の発掘のために行う場合や、課題解決策を絞り込んだり合意形成の一環で行う場合などがある
	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること
	ワールドカフェ	カフェのようなリラックスした雰囲気の中でグループに分かれて意見交換を行う手法
他	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと
	COOL CHOICE	脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと
	ESD	Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育のこと。世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
	ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと
	IoT	Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながること」、「インターネットにつながる様々な物」を指す
	NPO	Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。政府や企業などではできないか効率的でない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

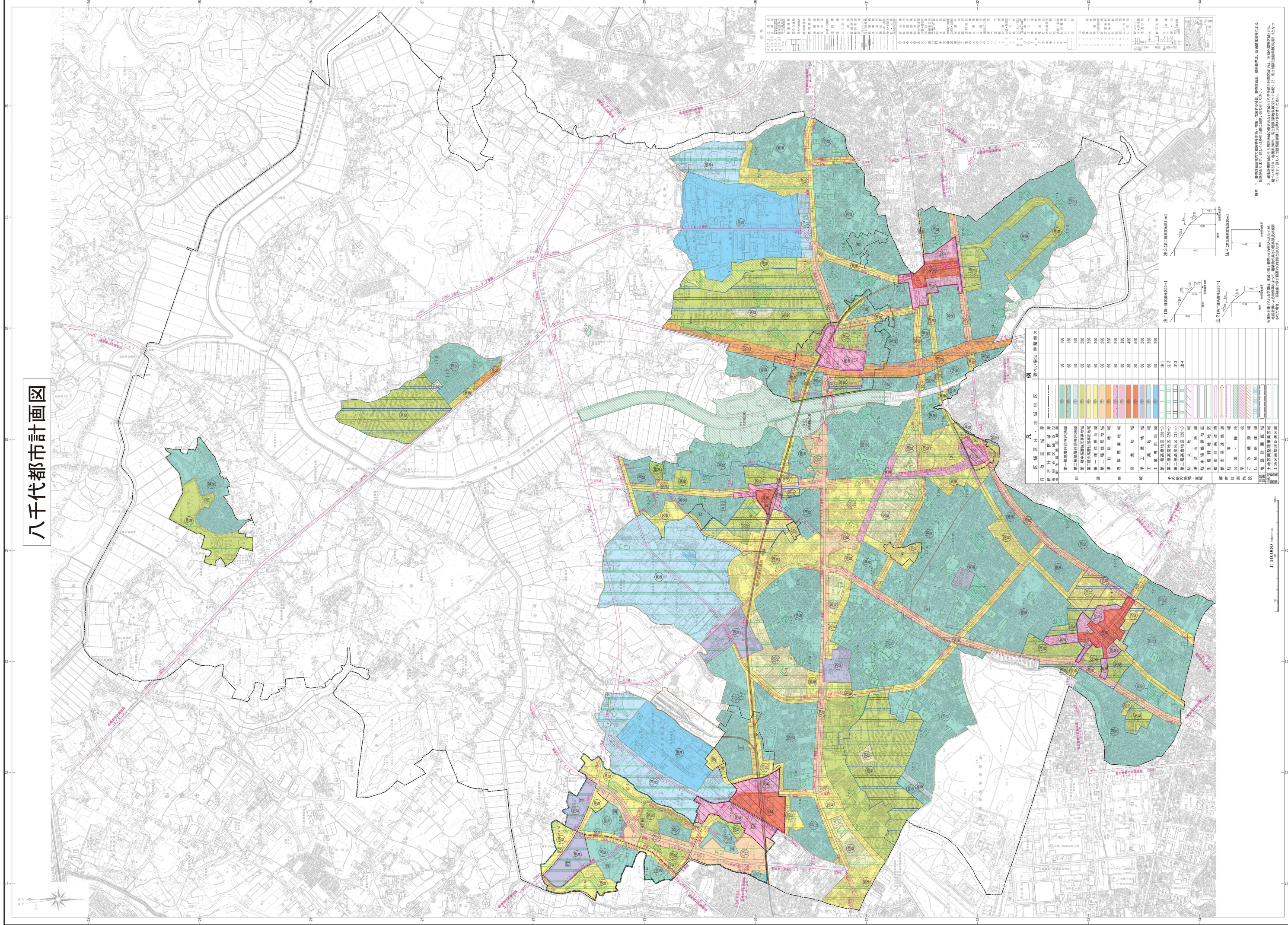
用語		説明
他	RPA	Robotic Process Automationの略。入力，登録，検索，抽出等のパソコン上で行う定型作業について，人の代わりにロボットが与えられたルールに基づき代行するITツール
	SNS	Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトのサービスのこと
	Society5.0	サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する，人間中心の社会（Society）のこと

第5次総合計画前期基本計画における施策とSDGsとの関連について

施策 SDGs		第1章 ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり												第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり						
		第1節 子ども・子育て			第2節 地域福祉				第3節 社会保険			第4節 健康		第1節 教育		第2節 生涯学習	第3節 文化		第4節 スポーツ	
		環境 教育 (幼児教育)	子育て 環境	子ども・ 家庭 支援	地域共生	障害者 支援	高齢者 支援	生活困窮者 等 支援	国民健康 保険 ・ 後期 高齢者 医療	介護 保険	国民 年金	保健	医療	義務 教育	高校 ・ 大学 教育	青少 年健 全育 成	生涯 学習	市民 文化	文化 財	レクリ エーシ ョン ・ スポ ーツ
	貧困をなくそう		●	●	●								●							
	飢餓をゼロに						●													
	すべての人に健康と福祉を	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						●	
	質の高い教育をみんなに	●		●	●	●							●	●	●	●	●	●		
	ジェンダー平等を実現しよう	●	●	●																
	安全な水とトイレを世界中に																			
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに																			
	働きがいも経済成長も																			
	産業と技術革新の基盤をつくろう																			
	人や国の不平等をなくそう				●	●							●							
	住み続けられるまちづくりを												●	●	●	●	●	●		
	つくる責任つかう責任																			
	気候変動に具体的な対策を																			
	海の豊かさを守ろう																			
	陸の豊かさを守ろう																			
	平和と公正をすべての人に			●	●															
	パートナーシップで目標を達成しよう				●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	

第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり						第4章 快適で環境にやさしいまちづくり						第5章 産業が元気なまちづくり			計画の推進のために										
第1節 暮らしの安心		第2節 暮らしの安全				第3節 上下水道		第1節 市街地・住環境の整備		第2節 総合交通・道路環境の整備		第3節 環境との共生・保全		第4節 循環型社会		第1節 農業		第2節 商工業		第3節 労働環境		第1章 市民にわかりやすいまちづくりの推進	第2章 地域の視点に立ったまちづくりの推進	第3章 多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信	第4章 持続可能な行政経営の確立
市民相談	消費生活	防災・減災	消防	防犯	交通安全	水道	下水道	市街地の活性化	住宅	公園・緑地	総合交通	道路環境	生活環境	自然環境	廃棄物	農業振興	農地保全	商業	工業	就業・雇用					
													●												
													●												
													●												
						●	●						●		●									●	
									●					●										●	
									●		●	●						●	●					●	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●	●	
	●							●	●				●	●	●									●	
		●							●	●		●		●										●	
													●		●										
								●		●			●	●			●							●	
●				●																		●	●		
		●						●					●									●	●	●	

八千代都市計画図



凡例

●	第一種市街地地区
○	第二種市街地地区
□	第一種市街地地区(20m)
◇	第二種市街地地区(20m)
△	第一種市街地地区(30m)
▽	第二種市街地地区(30m)
◇	第一種市街地地区(40m)
▽	第二種市街地地区(40m)
◇	第一種市街地地区(50m)
▽	第二種市街地地区(50m)
◇	第一種市街地地区(60m)
▽	第二種市街地地区(60m)
◇	第一種市街地地区(70m)
▽	第二種市街地地区(70m)
◇	第一種市街地地区(80m)
▽	第二種市街地地区(80m)
◇	第一種市街地地区(90m)
▽	第二種市街地地区(90m)
◇	第一種市街地地区(100m)
▽	第二種市街地地区(100m)

凡例

■	第一種市街地地区	50	100
■	第二種市街地地区	50	150
■	第一種市街地地区(20m)	50	100
■	第二種市街地地区(20m)	50	200
■	第一種市街地地区(30m)	50	200
■	第二種市街地地区(30m)	50	200
■	第一種市街地地区(40m)	50	200
■	第二種市街地地区(40m)	50	200
■	第一種市街地地区(50m)	50	200
■	第二種市街地地区(50m)	50	200
■	第一種市街地地区(60m)	50	200
■	第二種市街地地区(60m)	50	200
■	第一種市街地地区(70m)	50	200
■	第二種市街地地区(70m)	50	200
■	第一種市街地地区(80m)	50	200
■	第二種市街地地区(80m)	50	200
■	第一種市街地地区(90m)	50	200
■	第二種市街地地区(90m)	50	200
■	第一種市街地地区(100m)	50	200
■	第二種市街地地区(100m)	50	200

備考 1. 都市計画区域外の区域は、原則として都市計画区域に編入しない。都市計画区域に編入する場合は、都市計画区域の境界を定める必要がある。都市計画区域の境界は、都市計画区域の境界線に示す。都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。

2. 都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。都市計画区域の境界線は、都市計画区域の境界線に示す。